

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>※ 1～7に掲げる基準の内容については、特に記載する事項を除き、居宅サービス等と同様である。</p>	
<p>1. 従業者の基準及び従業者数</p> <p>従 う べ き 基 準</p>	<p>◆ 介護予防訪問介護の従業者の員数及び管理者</p>
	<p>◆ 基準該当介護予防訪問介護の従業者の員数及び管理者</p>
	<p>◆ 介護予防訪問入浴介護の従業者の員数及び管理者</p> <p>▶ 介護予防訪問入浴介護従業者 看護職員1以上、介護職員1以上を配置。1人以上は常勤。 ※訪問入浴介護と一体的に運営されている場合は、指定居宅サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>
	<p>◆ 介護予防訪問入浴介護のサービス提供従事者等</p> <p>▶ サービス提供は、1回の訪問につき、原則として看護職員1人と介護職員1人で実施。</p>
	<p>◆ 基準該当介護予防訪問入浴介護の従業者の員数及び管理者</p> <p>▶ 介護予防訪問入浴介護従業者 看護職員1以上、介護職員1以上を配置。 ※訪問入浴介護と一体的に運営されている場合は、指定居宅サービスの基準を満たせば、上記を満たすものとみなされる。</p> <p>▶ 管理者 常勤の管理者を配置。当該事業所の他の職務等と兼任可。</p>
	<p>◆ 基準該当介護予防訪問入浴介護のサービス提供従事者等</p> <p>▶ サービス提供は、1回の訪問につき、原則として看護職員1人と介護職員1人で実施。</p>
	<p>◆ 介護予防訪問看護の従業者の員数及び管理者</p>
	<p>◆ 介護予防訪問リハビリテーションの従業者の員数</p>
	<p>◆ 介護予防居宅療養管理指導の従業者の員数</p>
	<p>◆ 介護予防通所介護の従業者の員数及び管理者</p>
	<p>◆ 基準該当介護予防通所介護の従業者の員数及び管理者</p>
	<p>◆ 介護予防通所リハビリテーションの従業者の員数</p>
	<p>◆ 介護予防短期入所生活介護の従業者の員数及び管理者</p>

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	◆ 介護予防短期入所生活介護従事者の配置	第145条第6項
	◆ ユニット型介護予防短期入所生活介護従事者の配置	第161条第7項、第157条第2項・第3項
	◆ 基準該当介護予防短期入所生活介護の従業者の員数及び管理者	第180条、第181条
	◆ 基準該当介護予防短期入所生活介護従事者の配置	第145条第6項(第185条による準用)
	◆ 介護予防短期入所療養介護の従業者の員数	第187条
	◆ ユニット型介護予防短期入所療養介護従事者の配置	第208条第2項・第3項
	◆ 介護予防特定施設入居者生活介護の従業者の員数及び管理者	第231条、第232条
	◆ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の従業者の員数及び管理者	第255条、第256条
	◆ 介護予防福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者	第266条、第267条
	◆ 基準該当介護予防福祉用具貸与の従業者の員数及び管理者	第279条、第267条(第280条による準用)
◆ 特定介護予防福祉用具販売の従業者の員数及び管理者	第282条、第283条	
従 う べ き 基 準	2. 備えるべき居室等の床面積	
	◆ 介護予防通所リハビリテーションの専用の部屋の床面積	第118条第1項
	◆ 介護予防短期入所生活介護の居室の床面積	第132条第3項第1号・第6項第1号ロ、附則第2条
	◆ 基準該当介護予防短期入所生活介護の居室の床面積	第183条第1項第1号・第2項第1号ロ、附則第4条
	◆ ユニット型介護予防短期入所生活介護の居室の床面積	第153条第6項第1号イ(3)
	◆ 介護予防短期入所療養介護の療養室・病室の床面積	第188条第1項第1号・第2号・第3号・第4号イ、附則第8条、附則第12条
◆ ユニット型介護予防短期入所療養介護の療養室・病室の床面積	第205条第1項第1号・第2号・第3号・第4号	
従 う べ き 基 準	3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等	
	◆ サービス内容・手続の説明と同意 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、すべての基準該当介護予防サービス </div>	第8条第1項(準用する場合を含む。)、第133条第1項(準用する場合を含む。)

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	◆ サービス内容・手続の同意と契約の締結等 〔 介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス 利用型介護予防特定施設入居者生活介護 〕	第234条第1項・第2項・第3項、第258 条第1項・第2項・第3項
	◆ サービス提供拒否の禁止 〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護 予防サービス 〕	第9条(準用する場合を含む。)、第235 条第1項(準用する場合を含む。) ・第2項(準用する場合を含む。)
	◆ 同居家族に対するサービス提供の禁止 〔 介護予防訪問介護、基準該当介護予防訪問介護、 介護予防訪問看護 〕	第22条、第44条、第70条
	◆ 秘密保持等 〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護 予防サービス 〕	第31条(準用する場合を含む。)
	◆ 事故発生時の対応 〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護 予防サービス 〕	第35条(準用する場合を含む。)
	◆ 主治医との関係 (介護予防訪問看護)	第77条第1項・第2項・第3項
	◆ 身体的拘束等の制限 〔 介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期 入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユ ニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防特定 施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予 防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防短 期入所生活介護 〕	第136条(準用する場合を含む。)、第1 91条(準用する場合を含む。)、第239 条(準用する場合を含む。)
	◆ 利用者の負担で行う従業者以外の者による介護の禁 止 〔 介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短 期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユ ニット型介護予防短期入所療養介護、基準該当介護 予防短期入所生活介護 〕	第145条第7項(準用する場合を含 む。)、第161条第8項、第200条第6 項、第212条第7項
	◆ 診療の方針 (介護予防短期入所療養介護)	第198条
標準とす べき基 準	4. 利用定員	
	◆ 介護予防短期入所生活介護・ユニット型介護予防短 期入所生活介護の利用定員	第131条(準用する場合を含む。)
	◆ 基準該当介護予防短期入所生活介護の利用定員等	第182条

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	5. 基本方針	
	<p>◆ 事業の基本方針</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第4条(準用する場合を含む。)、第46条(準用する場合を含む。)、第62条、第78条、第87条、第96条(準用する場合を含む。)、第116条、第128条(準用する場合を含む。)、第152条、第186条、第204条、第230条、第254条、第265条(準用する場合を含む。)、第281条
参 酌 す べ き 基 準	6. 設備及び備品等	
	<p>◆ サービス提供に必要な設備・備品等</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第7条、第43条、第49条、第60条、第65条、第80条、第89条、第99条、第114条、第118条、第132条(第3項第1号及び第6項第1号ロを除く。)、第153条(第6項第1号イ(3)を除く。)、第183条(第1項第1号及び第2項第1号ロを除く。)、第188条(第1項第1号から第3号まで及び第4号イを除く。)、第205条(第1項第1号から第3号まで及び第4号イを除く。)、第233条、第257条、第268条(準用する場合を含む。)、第284条
参 酌 す べ き 基 準	7. その他の運営並びに介護予防のための効果的な支援方法に関する基準(主なもの)	
	<p>◆ サービス提供困難時の対応</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第10条(準用する場合を含む。)、第66条、第235条第3項(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 受給資格等の確認</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第11条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第12条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 心身の状況等の把握</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第13条(準用する場合を含む。)、第235条第4項(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 介護予防支援事業者等との連携</p> <p>〔介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第14条(準用する場合を含む。)、第67条(準用する場合を含む。)、第134条第2項(準用する場合を含む。)

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p> <p>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与</p> <p>▶ 介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない利用者については介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、支給要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他支給を受けるために必要な援助を行う。</p>	第15条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 法定代理受領サービスを受けるための援助</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護</p>	第236条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 介護予防サービス計画に沿ったサービス提供</p> <p>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、すべての基準該当介護予防サービス</p>	第16条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 介護予防サービス計画の変更等の援助</p> <p>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、基準該当介護予防訪問介護、基準該当介護予防訪問入浴介護、基準該当介護予防通所介護、基準該当介護予防福祉用具貸与</p>	第17条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 身分証の携行</p> <p>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、基準該当介護予防訪問介護、基準該当介護予防訪問入浴介護、基準該当介護予防福祉用具貸与</p>	第18条(準用する場合を含む。)

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ サービス提供の記録 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第19条(準用する場合を含む。)、第237条(準用する場合を含む。)、第285条</p>
<p>◆ 利用料等の受領 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第20条(準用する場合を含む。)、第50条(準用する場合を含む。)、第69条、第81条、第90条、第100条(準用する場合を含む。)、第135条(準用する場合を含む。)、第155条、第190条、第206条、第238条(準用する場合を含む。)、第269条(準用する場合を含む。)、第286条</p>
<p>◆ 保険給付のための証明書等の交付 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第21条(準用する場合を含む。)、第287条</p>
<p>◆ 利用者に関する市町村への通知 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第23条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 緊急時等の対応 [介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防訪問介護、基準該当介護予防訪問入浴介護、基準該当介護予防通所介護、基準該当介護予防短期入所生活介護]</p>	<p>第24条(準用する場合を含む。)、第51条(準用する場合を含む。)、第71条、第137条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 管理者等の責務 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第25条(準用する場合を含む。)、第52条(準用する場合を含む。)、第119条</p>
<p>◆ 運営規程 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第26条(準用する場合を含む。)、第53条(準用する場合を含む。)、第72条、第82条、第91条、第101条(準用する場合を含む。)、第120条、第138条(準用する場合を含む。)、第156条、第192条、第207条、第240条、第259条、第270条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 勤務体制、適切な研修機会の確保 [すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス]</p>	<p>第28条(準用する場合を含む。)、第102条(準用する場合を含む。)、第157条第1項・第4項、第208条第1項・第4項、第241条(準用する場合を含む。)、第271条(準用する場合を含む。)</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 定員の遵守</p> <p>〔 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、基準該当介護予防短期入所生活介護 〕</p>	第103条(準用する場合を含む。)、第139条(準用する場合を含む。)、第158条、第193条、第209条
	<p>◆ 非常災害対策</p> <p>〔 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防通所介護、基準該当介護予防短期入所生活介護 〕</p>	第104条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 福祉用具の取扱種目</p> <p>〔 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、基準該当介護予防福祉用具貸与 〕</p>	第272条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 衛生管理等</p> <p>〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第29条(準用する場合を含む。)、第105条(準用する場合を含む。)、第121条(準用する場合を含む。)、第273条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 掲示等</p> <p>〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第30条(準用する場合を含む。)、第274条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 広告</p> <p>〔 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第32条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第33条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 苦情処理</p> <p>〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第34条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 地域との連携等</p> <p>〔 すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス 〕</p>	第34条の2(準用する場合を含む。)、第140条(準用する場合を含む。)、第243条(準用する場合を含む。)

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 会計の区分</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第36条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 記録の整備</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p>	第37条(準用する場合を含む。)、第54条(準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第106条(準用する場合を含む。)、第122条、第141条(準用する場合を含む。)、第194条(準用する場合を含む。)、第244条、第261条、第275条(準用する場合を含む。)、第288条
	<p>◆ サービスの基本取扱方針</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p> <p>※ 居宅サービスや基準該当居宅サービスに掲げられたもののほか、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するという目的を常に意識してサービス提供に当たること、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法によるサービス提供に努めることとされる。</p>	第38条(準用する場合を含む。)、第56条(準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第108条(準用する場合を含む。)、第124条、第143条(準用する場合を含む。)、第196条(準用する場合を含む。)、第246条(準用する場合を含む。)、第277条(準用する場合を含む。)、第290条
	<p>◆ サービスの具体的取扱方針、サービス計画等の作成</p> <p>〔すべての介護予防サービス、すべての基準該当介護予防サービス〕</p> <p>※ 介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防訪問介護、基準該当介護予防通所介護については、サービス計画書記載のサービス提供期間内に少なくとも1回はモニタリングを実施することとされる。</p>	第39条(準用する場合を含む。)、第57条(準用する場合を含む。)、第76条、第86条、第95条、第109条(準用する場合を含む。)、第125条、第144条(準用する場合を含む。)、第197条(準用する場合を含む。)、第247条(準用する場合を含む。)、第278条(準用する場合を含む。)、第278条の2(準用する場合を含む。)、第291条、第292条
	<p>◆ 介護サービスの提供等</p> <p>〔介護予防訪問介護、介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護〕</p>	第27条、第145条(第6項及び第7項を除き、準用する場合を含む。)、第161条(第7項及び第8項を除く。)、第200条、第212条、第248条
	<p>◆ 受託介護予防サービスの提供、受託介護予防サービス事業者への委託</p> <p>〔外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護〕</p>	第260条、第263条
	<p>◆ 食事</p> <p>〔介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、基準該当介護予防短期入所生活介護〕</p>	第146条(準用する場合を含む。)、第162条、第201条、第213条

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆機能訓練、健康管理、相談及び援助</p> <p>介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護</p>	<p>第147条(準用する場合を含む。)、第148条(準用する場合を含む。)、第149条(準用する場合を含む。)、第199条(準用する場合を含む。)、第249条、第250条(準用する場合を含む。)</p>
	<p>◆その他のサービスの提供、家族との連携</p> <p>介護予防短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、ユニット型介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護</p>	<p>第150条(準用する場合を含む。)、第163条、第202条、第214条、第251条(準用する場合を含む。)</p>